

国際教養大学外部評価委員会規程

平成 19 年 4 月 1 日
大学経営会議決定
規 程 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国際教養大学学則第 2 条の 2 第 3 項の規定に基づき、国際教養大学外部評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、本学の重要な教育研究活動等の状況について、点検及び評価を行う。

(組織)

第 3 条 委員は、高等教育について優れた見識を有する学外の者のうちから学長が委嘱する。

2 委員の人数は 5 名以内とし、任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、学長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に対し出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、事務局スーパーグローバル事業推進室において処理する。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 国際教養大学外部評価委員会設置要綱(平成 17 年 8 月 4 日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。